



# 三宅町特別栽培米 生産支援事業補助金



三宅町では、環境に配慮した米づくりを推進するため、**特別栽培米**の生産をされている方へ補助金を交付します。

## 補助対象となる方

三宅町内で特別栽培米を生産する農業者（個人または法人）

## 補助対象事業

三宅町内の圃場で**販売を目的とした特別栽培米の生産**

※特別栽培米とは、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき栽培されている米で、農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量を**慣行栽培基準の半分以下**に抑えて栽培されたものをいう。

## 補助金額

有機肥料等の特別栽培米に適合する

肥料購入費の**10分の3（上限10万円）**

## 申請方法

三宅町特別栽培米生産支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に購入した肥料の明細、領収書の写し、生産圃場の地図を添付し、三宅町役場産業共創課まで提出してください。

## 【問い合わせ先】

三宅町役場 産業共創課

☎ 0745-44-3071

[メール] [sangyou@town.miyake.lg.jp](mailto:sangyou@town.miyake.lg.jp)

[H P] <https://www.town.miyake.lg.jp>